

# 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当法人は、一般財団法人 日本中国語検定協会と称し、英文ではThe Society for Testing Chinese Proficiency, Japanと表記する。

(目的)

第2条 当法人は、中国語に関する技能検定を行うとともに、日本における中国語の普及と中国語学習の振興向上をはかり、もって日中両国の経済・教育・文化の交流に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 中国語検定試験の実施及びこれに関連する事業
- (2) ビジネス中国語検定試験の実施及びこれに関連する事業
- (3) 中国語に関する研修・講習・講演等の事業
- (4) 中国語に関する出版物の刊行及び販売
- (5) 検定試験志願者への情報提供と能力活用支援事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(従たる事務所)

第4条 当法人は、理事会の決議により、必要な場所に従たる事務所としての支部を置くことができる。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 評議員及び評議員会

(評議員の員数)

第6条 当法人には、15名以上25名以内の評議員を置く。

(評議員の資格)

第7条 当法人の評議員の資格は法令に定めるもののほか、評議員に選任しようとする当該定時評議員会の日現在の年齢（以下「被選任時年齢」という。）が満70歳未満であることを要する。

(評議員の選任及び解任)

第8条 評議員は、評議員会の決議をもって選任する。

2 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議をもって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、重任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は前任者の残存期間と同一とする。

(評議員の職務)

第10条 評議員は、評議員会を組織し本定款に定める業務を行うほか、理事会の諮問に応じ理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(評議員の報酬)

第11条 評議員の報酬は、総額として年間250万円をその上限とする。

(評議員会決議事項)

第12条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般財団法人法」という。）に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる。

(評議員会の招集)

第13条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。

2 前項のほか定例評議員会を毎年12月に招集するものとする。

3 前二項にかかわらず必要がある場合には、いつでもこれを招集することができる。

(評議員会の招集手続)

第14条 評議員会は、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、書面で招集通知を発送しなければならない。但し、評議員全

員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

2 前項の招集通知は、法務省令で定めるところにより、評議員の承諾を得て電磁的方法による通知を発することができる。

(評議員会の招集権者及び議長)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議によって理事長が招集する。但し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議において定めた順序により他の理事が招集する。

2 評議員会の議長は、会議ごとに評議員の互選により定める。

(評議員会の決議)

第16条 評議員会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員会議事録)

第17条 評議員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員中2名がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

2 前項の議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に、その写しを5年間、支部に備え置くことを要する。但し、法令に別段の定めある場合はこの限りでない。

### 第3章 理事及び理事会

(理事等の員数)

第18条 当法人の理事は7名以上12名以内とする。

2 理事のうち1名を代表理事とし、理事長と称する。

(理事の被選任資格)

第19条 当法人の理事の資格は法令に定めるもののほか、理事としての被選任時年齢が満70歳未満であることを要する。

2 前項に定める被選任時年齢の要件にかかわらず、任期満了時に理事長の地位にある理事は、引き続き理事に選任される資格を失わないものとする。

3 各理事について、その理事及びその理事の配偶者または3親等以内の親族その他理事と法律で定める特殊な関係にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならないものとする。

(理事の選任及び解任の方法)

第20条 理事の選任は、評議員会の決議をもって行う。

2 理事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議をもって解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反または職務を怠るなど理事たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、重任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事の補欠として選任した理事の任期は前任者の残存期間と同一とする。

3 第1項の規定にかかわらず、増員により選任された理事の任期は、選任時に存在する他の理事の任期満了の時までとする。

(理事の報酬)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については評議員会の決議によって定める。

(理事会の権限等)

第23条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(理事長の職務)

第24条 理事長は常勤とし、当法人の業務を統括し当法人を代表するほか、法令及び定款に定める職務に加え、次の各号の職務を行う。

(1) 理事の中から副理事長を任命する。

(2) 理事長に不測の事態が生じた場合に理事長の職務を代行する理事及びその順序をあらかじめ定める。

(理事会の招集)

第25条 定例理事会は、毎年5月及び11月に招集する。

2 前項の規定にかかわらず、臨時理事会は必要がある場合、いつでも招集することができる。

(理事会の招集権者及び議長)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し理事会の目的である事項を示して理事会招集の請求することができる。この場合、理事長はその請求のあった日から 5 日以内に、当該請求日から 2 週間以内の日を臨時理事会とする招集通知を発しなければならない。

3 理事会は、理事長が議長となる。

(理事会の招集手続)

第 27 条 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して会日の 5 日前までに発する。但し、緊急を要する場合はさらに短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第 28 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 29 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べた場合はこの限りでない。

(職務執行状況の報告)

第 30 条 一般財団法人法第 197 条で準用する同法第 91 条に定める理事の職務執行状況の報告は本定款第 25 条に定める定例理事会において行うものとする。

2 前項に定める以外の報告事項について、理事または監事が、理事及び監事の全員に対し通知した場合においては、別途その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

2 前項の議事録は、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置くことを要する。

## 第 4 章 監事

(監事の員数)

第 32 条 当法人の監事は 2 名とする。

(監事の資格)

第 33 条 当法人の監事の資格は法令に定めるもののほか、監事としての被選任時年齢が満 70 歳未満であることを要する。

(監事の選任及び解任)

第 34 条 監事の選任は、評議員会の決議をもって行う。

2 監事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議をもって解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反または職務を怠るなど監事たるにふさわしくない行為があると認められるとき

3 前項の評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議（以下「特別決議」という。）であることを要する。

(監事の任期)

第 35 条 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、重任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した監事の補欠として選任した監事の任期は前任者の残存期間と同一とする。

(監事の権限及び義務)

第 36 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、当法人の業務及び財産の状況を調査する。

2 監事は、理事が不正の行為をし、またはそのおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく、これを理事会に報告しなければならない。

3 監事は、理事が評議員会へ提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、これらに法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

4 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(監事の報酬)

第 37 条 監事の報酬等については、評議員会の決議によって定める。

## 第 5 章 財産及び会計

(設立者が拠出する財産及びその価額)

第38条 設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は後記財産目録記載のとおりとする。

(資産の構成)

第39条 当法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第40条 当法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類から構成する。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
- (2) 設立後、基本財産に指定して寄附された財産
- (3) 設立後、理事会の決議により基本財産に繰入れることを承認された財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第41条 当法人の資産は、理事長が管理責任を負う。

2 基本財産のうち、現金は銀行預金として預け入れ、もしくは信託会社に信託し、または元本保証のある有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第42条 基本財産は、これを譲渡し、もしくは担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。但し、当法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議に基づき、その一部に限り処分をすることができる。

(経費の支弁)

第43条 当法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第44条 当法人の事業計画およびこれにともなう収支予算は、理事長が編成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入及び支出を行うことができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(収支決算及び公告)

第45条 当法人の収支決算は理事長が作成し、当該事業年度における計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告ならびに附属明細書とともに法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は理事会の承認を受けなければならない。

3 理事長は、前各項の手続きを経た計算書類及び事業報告を定時評議員会へ提出または提供し、また事業報告の内容を報告しなければならない。

4 前項の規定により提出され、または提供された計算書類は定時評議員会の承認を受けなければならない。

5 前項により承認された貸借対照表の内容である情報は、本定款に定める公告方法の定めにかかわらず、法令の定めるところにより定時評議員会終結後遅滞なく当法人のホームページにおいて公告する。

(借入金)

第46条 当該事業年度の収入をもって償還することのできる額を超えて借入れを行おうとするときは理事会の決議を経て、かつ評議員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第47条 本定款第42条但し書き（基本財産の処分）及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄を行おうとするときは、理事会の決議を経なければならない。

(剰余金)

第48条 当法人は、剰余金の分配を一切行わないものとする。

(事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第50条 当法人の定款変更決議は、評議員会の特別決議をもって行う。

2 前項により変更できる定款の定めには、当法人の事業目的並びに評議員の選任方法及び解任方法に関する定めを含むものとする。  
(解散の事由)

第51条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 一般財団法人法第202条第1項に定める事由が生じたとき
- (2) 評議員会及び理事会の双方において解散決議があったとき
- (3) ある事業年度及び翌事業年度に係る貸借対照表の純資産額がいずれも300万円未満となったとき。

但し、この場合は当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結時をもって解散する。

2 前項第2号の決議は、いずれも議決に加わることのできる者の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が解散したときの残余財産は、国に帰属させるものとする。

## 第7章 その他

(その他)

第53条 この定款に規定のない事項は、すべて一般財団法人法その他の法令によるものとする。

### 附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、当法人成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

第2条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成21年3月31日までとする。

(最初の事業計画等)

第3条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算等は、第44条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立者)

第4条 当法人の設立者の名称及び住所は、以下のとおりである。

名称 日本中国語検定協会(理事長 上野恵司)

住所 東京都千代田区九段北一丁目6番4号 日新ビル

(設立時評議員)

第5条 当法人の設立時評議員の氏名は、次のとおりである。

荒川清秀, 伊井健一郎, 植田均, 閻紅生, 王占華, 大瀧幸子, 西条正, 齋藤敏康, 佐藤利行, 高村麻実, 地藏堂貞二, 張勤  
富田昇, 西井和弥, 野村邦近, 増野仁, 村上公一, 山下輝彦, 楊凱榮, 魯曉琨

(設立時理事)

第6条 当法人の設立時理事及び代表理事の氏名は、次のとおりである。

理事 岩佐昌暲, 上野恵司, 内田慶市, 榎原茂樹, 大島吉郎, 大塚秀明, 日下恒夫, 黒坂満輝, 佐藤晴彦, 山田留里子

代表理事 上野恵司

(設立時監事)

第7条 当法人の設立時監事の氏名は、次のとおりである。

阿邊淳, 兎野道子

### 附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、平成31年4月1日から施行する。